

令和2年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)

令和2年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,378千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		49,072	112	49,184
	1 基金繰入金	49,072	112	49,184
2 繰越金		21,197	△ 112	21,085
	1 繰越金	21,197	△ 112	21,085
歳 入 合 計		85,378		85,378

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土木費		85,378		85,378
	1 港湾費	85,378		85,378
歳 出 合 計		85,378		85,378

令和2年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ534,574千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ706,189千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		728,895	△ 133,200	595,695
	1 財産売払収入	728,895	△ 133,200	595,695
2 繰入金		751	△ 751	
	1 一般会計繰入金	751	△ 751	
3 繰越金		111,117	△ 623	110,494
	1 繰越金	111,117	△ 623	110,494
4 県債		400,000	△ 400,000	
	1 県債	400,000	△ 400,000	
歳入合計		1,240,763	△ 534,574	706,189

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		400,000	△ 400,000	
	1 都市計画費	400,000	△ 400,000	
2 公 債 費		840,763	△ 134,574	706,189
	1 公 債 費	840,763	△ 134,574	706,189
歳 出 合 計		1,240,763	△ 534,574	706,189

第2表 繰越明許費補正 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
1 土 木 費		400,000	
	1 都市計画費	400,000	
合 計		400,000	

第3表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
国庫補助街路用地先行取得事業費	千円	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で	据置期間を含め15年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等	千円			
	400,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができない。				

令和2年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)

令和2年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ313,024千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ719,579千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		76,920	△ 37,736	39,184
	1 国庫補助金	76,920	△ 37,736	39,184
2 繰入金		38,460	△ 18,868	19,592
	1 一般会計繰入金	38,460	△ 18,868	19,592
3 繰越金		40,598	△ 11,500	29,098
	1 繰越金	40,598	△ 11,500	29,098
4 諸収入		876,071	△ 244,920	631,151
	1 貸付金元利収入	876,071	△ 244,920	631,151
歳 入 合 計		1,032,603	△ 313,024	719,579

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教 育 費		1,032,603	△ 313,024	719,579
	1 育英資金	1,032,603	△ 313,024	719,579
歳 出 合 計		1,032,603	△ 313,024	719,579

第2表 債務負担行為 設 定			
事 項	期 間	限 度 額	
1 育英資金返還金収納事務委託業務	令和3年度	千円 264	
2 情報処理関連業務	令和3年度	1,044	

令和2年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）

令和2年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ211,099千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ602,258千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		989	△ 955	34
	1 一般会計 繰入金	989	△ 955	34
2 繰越金		269,636	△ 203,025	66,611
	1 繰越金	269,636	△ 203,025	66,611
3 諸収入		542,732	△ 7,119	535,613
	1 貸付金 元利収入	376,482	△ 7,119	369,363
歳入合計		813,357	△ 211,099	602,258

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 林 水 産 業 費		812,763	△ 211,116	601,647
	1 林 業 改 善 資 金 資 金	812,763	△ 211,116	601,647
2 諸 支 出 金		594	17	611
	1 繰 出 金	594	17	611
歳 出 合 計		813,357	△ 211,099	602,258

第2表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
木材産業等高度化推進資金貸付	令和3年度	千円 332,500

令和2年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

令和2年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75,036千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,629千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		963	△ 935	28
	1 一般会計金繰入金	963	△ 935	28
2 繰越金		64,139	△ 62,538	1,601
	1 繰越金	64,139	△ 62,538	1,601
3 諸収入		91,563	△ 11,563	80,000
	1 貸付金元利収入	91,563	△ 11,563	80,000
歳入合計		156,665	△ 75,036	81,629

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農林水産業費		156,665	△ 75,036	81,629
	1 沿岸漁業資金改善	156,665	△ 75,036	81,629
歳出合計		156,665	△ 75,036	81,629

令和2年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

令和2年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200,079千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ836,489千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		296,849	△ 159,235	137,614
	1 繰越金	296,849	△ 159,235	137,614
2 諸収入		739,719	△ 40,844	698,875
	1 貸付金元利収入	739,719	△ 40,844	698,875
歳 入 合 計		1,036,568	△ 200,079	836,489

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		966,568	△ 200,079	766,489
	1 市町村振興 資 金	966,568	△ 200,079	766,489
歳 出 合 計		1,036,568	△ 200,079	836,489

令和2年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）

令和2年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第1号）

は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68,081千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		26,970	2,913	29,883
	1 財産売払 収 入		2,913	2,913
2 繰入金		22,740	△ 2,913	19,827
	1 一般会計 繰入金	22,740	△ 2,913	19,827
歳 入 合 計		68,081		68,081

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		29,338		29,338
	1 工 鉱 業 費	29,338		29,338
歳 出 合 計		68,081		68,081

令和2年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算(第1号)

令和2年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,904,969千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 ち 貸 付 ソ 費		115,879	97,238	213,117
	1 諸 収 入	115,879	97,238	213,117
2 支 援 措 置 費		1,780,358	△ 121,238	1,659,120
	1 国 庫 支 出 金	420,730	△ 97,238	323,492
	2 県 債	104,000	△ 24,000	80,000
歳 入 合 計		2,928,969	△ 24,000	2,904,969

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 ち 貸 付 ソ 費		536,609		536,609
	1 公 債 費	536,609		536,609
2 支 援 措 置 費		1,359,628	△ 24,000	1,335,628
	1 環 境 費	104,000	△ 24,000	80,000
歳 出 合 計		2,928,969	△ 24,000	2,904,969

第2表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チッソ特別 貸付資金	千円 104,000	(借入先) 財務省、そ の他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め20年以内 半年賦元利 均等償還等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円 80,000	(補 正 前 に 同 じ)		

令和2年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和2年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,063,823千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,975,039千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		247,961	138,267	386,228
	1 財産運用収入	247,961	138,267	386,228
2 繰入金		59,860,543	△ 1,202,090	58,658,453
	1 一般会計金繰入金	34,313,543	△ 1,202,090	33,111,453
歳 入 合 計		125,038,862	△ 1,063,823	123,975,039

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公 債 費		125,038,862	△ 1,063,823	123,975,039
	1 公 債 費	125,038,862	△ 1,063,823	123,975,039
歳 出 合 計		125,038,862	△ 1,063,823	123,975,039

第2表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和3年度	千円 176

令和2年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,210,176千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 195,669,780千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		57,896,680	△ 51,522	57,845,158
	1 負担金	57,896,680	△ 51,522	57,845,158
2 国庫支出金		59,566,877	307,916	59,874,793
	1 国庫負担金	38,144,635	△ 648,041	37,496,594
	2 国庫補助金	21,422,242	955,957	22,378,199
3 財産収入		11,140	7,088	18,228
	1 財産運用収入	11,140	7,088	18,228
4 繰入金		12,137,366	△ 242,754	11,894,612
	1 一般会計繰入金	12,057,366	△ 242,754	11,814,612
5 繰越金		124,967	2,887,995	3,012,962
	1 繰越金	124,967	2,887,995	3,012,962
6 諸収入		62,722,574	301,453	63,024,027
	1 雑入	62,722,574	301,453	63,024,027
歳入合計		192,459,604	3,210,176	195,669,780

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民生費		192,282,402	3,228,347	195,510,749
	1 社会福祉費	192,282,402	3,228,347	195,510,749
2 衛生費		177,202	△ 35,791	141,411
	1 公衆衛生費	177,202	△ 35,791	141,411
3 諸支出金			17,620	17,620
	1 繰 出 金		17,620	17,620
歳 出 合 計		192,459,604	3,210,176	195,669,780

第2表 債務負担行為			
設 定			
事 項	期 間	限 度 額	
1 情報処理関連業務	令和3年度	千円 35	
2 事務機器等賃借	令和3年度	8	

令和2年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和2年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和2年度熊本県流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 流域下水道事業収益	3,601,488千円	△4,066千円	3,597,422千円
第2項 営業外収益	2,136,507千円	△4,066千円	2,132,441千円
	支 出		
第1款 流域下水道事業費用	3,789,002千円	△20,562千円	3,768,440千円
第1項 営業費用	3,598,669千円	9,480千円	3,608,149千円
第3項 特別損失	46,727千円	△30,042千円	16,685千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「425,840千円」を「427,595千円」に、「98,037千円」を「85,569千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	1,531,376千円	△110,915千円	1,420,461千円
第1項 企業債	451,400千円	△20,000千円	431,400千円
第2項 補助金	776,330千円	△72,830千円	703,500千円
第3項 負担金	294,785千円	△18,085千円	276,700千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,957,216千円	△109,160千円	1,848,056千円
第1項 建設改良費	1,369,725千円	△109,000千円	1,260,725千円
第2項 企業債償還金	578,630千円	△160千円	578,470千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	39,380千円	9,480千円	48,860千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和3年度	千円 1,284

令和2年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 令和2年度熊本県電気事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和2年度熊本県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	1,687,400千円	△10,268千円	1,677,132千円
第1項 営業収益	1,551,128千円	△10,292千円	1,540,836千円
第2項 営業外収益	136,272千円	24千円	136,296千円
	支 出		
第1款 事業費	1,949,067千円	150,950千円	2,100,017千円
第1項 営業費用	1,852,654千円	150,950千円	2,003,604千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「426,059千円」を「361,596千円」に、「373,504千円」を「203,385千円」に、「52,555千円」を「158,211千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	3,983,554千円	△2,195,000千円	1,788,554千円
第2項 企業債	3,698,000千円	△2,195,000千円	1,503,000千円
	支 出		
第1款 資本的支出	4,409,613千円	△2,259,463千円	2,150,150千円
第1項 建設改良費	3,968,838千円	△2,259,463千円	1,709,375千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額「3,698,000千円」を「1,503,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	535,872千円	136,844千円	672,716千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和3年度	千円 8,361
情報処理関連業務	令和3年度	944
事務機器等賃借	令和3年度 ～令和7年度	4,981
	年次別内訳	
	令和3年度	4,533
	令和4年度	271
	令和5年度	59
発電設備更新事業	令和6年度	59
	令和7年度	59
	令和3年度 ～令和4年度	1,565,211
	年次別内訳	
令和3年度	947,751	
令和4年度	617,460	

令和2年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和2年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和2年度熊本県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	1,099,809千円	△3,567千円	1,096,242千円
第2項 営業外収益	335,436千円	△3,567千円	331,869千円
	支 出		
第1款 事業費	1,213,954千円	26,309千円	1,240,263千円
第1項 営業費用	1,136,743千円	26,309千円	1,163,052千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「25,053千円」を「26,955千円」に、「4,134千円」を「3,140千円」に、「20,919千円」を「23,815千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	831,666千円	△15,903千円	815,763千円
第1項 企業債	145,000千円	△13,000千円	132,000千円
第3項 工事受託金	4,081千円	△3,067千円	1,014千円
第4項 補助金	137,934千円	164千円	138,098千円
	支 出		
第1款 資本的支出	856,719千円	△14,001千円	842,718千円
第1項 建設改良費	29,564千円	△14,001千円	15,563千円

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額「13,000千円」を「0千円」に、「145,000千円」を「132,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	78,324千円	26,309千円	104,633千円
(債務負担行為)			

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道事業関係業務	令和3年度	千円 4
企業局所有施設等管理業務	令和3年度 ～令和5年度	10,656
	年次別内訳	
	令和3年度	7,528
	令和4年度	2,042
	令和5年度	1,086

令和2年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和2年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和2年度熊本県有料駐車場事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	128,066千円	△44千円	128,022千円
第2項 営業外収益	1,329千円	△44千円	1,285千円
	支 出		
第1款 事業費	98,844千円	4,485千円	103,329千円
第1項 営業費用	85,738千円	4,485千円	90,223千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	10,444千円	4,485千円	14,929千円

令和2年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 令和2年度熊本県病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和2年度熊本県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	1,782,111千円	△105,697千円	1,676,414千円
第1項 医 業 収 益	857,786千円	△154,618千円	703,168千円
第2項 医 業 外 収 益	907,325千円	48,921千円	956,246千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	1,775,354千円	△100,294千円	1,675,060千円
第1項 医 業 費 用	1,709,747千円	△109,393千円	1,600,354千円
第4項 特 別 損 失	17,000千円	9,099千円	26,099千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	103,000千円	△54,000千円	49,000千円
第1項 企 業 債	103,000千円	△54,000千円	49,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	357,584千円	△54,000千円	303,584千円
第1項 建 設 改 良 費	125,245千円	△54,000千円	71,245千円

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額「103,000千円」を「49,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,132,128千円	△107,048千円	1,025,080千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和3年度	千円 17,518
情報処理関連業務	令和3年度	9,494

令和2年度熊本県一般会計補正予算（第19号）

令和2年度熊本県の一般会計の補正予算（第19号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,171,941千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,106,458,243千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		299,607,707	3,171,941	302,779,648
	1 国庫補助金	226,741,145	3,171,941	229,913,086
歳 入 合 計		1,103,286,302	3,171,941	1,106,458,243

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 民 生 費		千円	千円	千円
		144,620,784	1,040,000	145,660,784
	1 社会福祉費	76,091,307	1,040,000	77,131,307
2 商 工 費		138,764,242	2,131,941	140,896,183
	1 商 業 費	128,614,597	2,131,941	130,746,538
歳 出 合 計		1,103,286,302	3,171,941	1,106,458,243

第2表 繰越明許費補正 追 加		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 2,131,941
	1 商 業 費	2,131,941
合 計		2,131,941